



鳥インフルエンザからご家庭の家さんを守りましょう！

2025年（令和7年）10月に、今シーズン初の高病原性鳥インフルエンザが国内の養鶏場で発生しています。ご家庭で鶏等の家さんを飼っている方は、飼育管理を徹底して感染を予防しましょう。

詳しくは以下をご参照ください。

神戸市「(鳥インフルエンザ対策)ご家庭で鶏等の家禽を飼っている皆さんへ」



農林水産省「家さん飼養者・関係者・鳥を飼育している方へ」



家畜・家さんの飼育者は定期報告が必要です

牛、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、水牛、鹿、鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥を1頭（羽）以上飼育している方は、家畜伝染病予防法により毎年2月1日時点の飼育状況を飼育所在地の管轄家畜保健衛生所に報告する必要があります。

所定の報告用紙に記入のうえ、神戸市を所管する兵庫県姫路家畜保健衛生所へ郵送、ファックスまたは電子メールで提出してください。様式はホームページ「兵庫県の家畜保健衛生所」のトップページにある「定期報告書様式」からダウンロードできます。

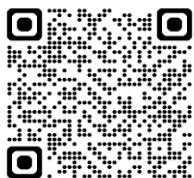
【提出・問い合わせ先】

兵庫県姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

電話:079-240-7085 ファックス:079-232-2685

ホームページ
<https://www.kaho-hyogo.jp>



メールアドレス:
himejikhe@pref.hyogo.lg.jp



10月号の再掲です

狩猟のシーズンが始まりました

11月15日から来年2月15日まで（ニホンジカ・イノシシに限り、兵庫県全域で3月15日まで）の狩猟期間中は、狩猟者による銃猟およびわなの設置が行われています。わなには近寄らないよう充分ご注意ください。

また、入山される際は事故防止のため、『目立つ服装』の着用にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 北農業振興センター 有害鳥獣ライン 電話 982-2811

農業者向け有害鳥獣捕獲許可における研修会の開催

狩猟免許（わな猟）を所持する農業者は、自らの事業地内において、市の許可を受けたうえで、箱わなによりイノシシ・シカを捕獲することができます。

この許可を受けるためには市の指定する研修会を受講することが必要です。

この度、下記の日程で研修会を開催いたしますので、参加される方は下の【問い合わせ先】まで連絡ください。

○ 日時 2026年（令和8年）1月18日（日）13時～16時30分（予定）

○ 場所 国営明石海峡公園神戸地区 あいな里山公園

（神戸市北区山田町藍那字田代 <https://kobe-kaikyopark.jp/>）

【問い合わせ先】

農政計画課 鳥獣対策 984-0370

集落における有害鳥獣対策研修会を開催しませんか

近年、北区において、イノシシ・シカなどの野生動物やアライグマ・ヌートリアなど外来動物（特定外来種）による農作物被害、生活環境への被害の問い合わせが多くなっています。

そこで、有害鳥獣対策の専門家による農会等单位での対策研修を希望される農会等は、下の【問い合わせ先】までご連絡ください。

【問い合わせ先】 北農業振興センター 有害鳥獣ライン 電話 982-2811

鳥獣害アンケート調査について

2026年1月には、農会を通じて、2025年（令和7年）1月～12月の野生鳥獣による被害状況や生息動向、地区での防除の状況について、農会等に鳥獣害アンケートをお願いする予定です。ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 北農業振興センター 有害鳥獣ライン 電話 982-2811